# 第三次下野市男女共同参画プラン

女性活躍推進計画・配偶者等からの暴力対策基本計画

令和3年度~令和7年度



令和3年3月

下野市

# 男女共同参画社会とは?

男女が対等に、社会のあらゆる分野における活動に主体的に参加することができ、共に責任を担う社会のことです。男女共同参画社会が実現することで、すべての人が、性別にかかわりなく尊重され、自らの意思で多様な生き方を選択し、個性と能力を生かして自分らしく生きることができる社会につながります。

# 男女共同参画社会の実現のために





この言葉について知っていますか?

6ページにあるコラムを読んでみま

しょう!

# 市民の皆さんが取り組むこと

- それぞれが希望するワーク・ライフ・バランスをかなえられるよう、家庭内で話し合いましょう。
- 性別にかかわらず、積極的に地域活動に参加しましょう。
- 困ったとき、困っている人を見つけたときは相談機関等を利用しましょう。
- 男女共同参画に関する学習機会を活用しましょう。

# 市が取り組むこと

- プランに基づき、男女共同参画社会を実現するための施策を推進します。
- プランの推進のため、進捗状況を確認・評価します。
- 国、栃木県、他市町等との情報交換や交流を通じ、連携に努めます。



# で割ず市理可

これまでも男女共同参画を目指す国際社会や国の動きを踏まえ、男女共同参画プランの策定、下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例の制定や男女共同参画都市宣言をはじめとした取組を進めてきました。しかし、性別による固定的な役割分担意識や慣習は、いまだ存在しています。男女共同参画社会を実現するためには、仕事と生活の調和が実現し、職場、地域等様々な場で性別にかかわらず活躍できる環境を整えていくことが必要です。今回、本市ではこれまでの男女共同参画の取組を振り返り、さらに進めていくため、第三次下野市男女共同参画プランを策定しました。

# 事業者・団体等の皆さんが取り組むこと

- 性別や年齢にかかわらず意見が反映される組織運営を行いましょう。
- ハラスメントに対する正しい理解を深めましょう。
- 事業者においては、従業員のワーク・ライフ・バランス実現のために、職場環境を整備しましょう。





# ○「下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」に掲げる基本理念

本市では、平成28年に「下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」を制定しました。この条例では、男女共同参画の推進に関する基本理念(第3条)を定め、市、市民、事業者及び市民団体等の役割を明らかにすることで、男女共同参画社会の実現をめざすことを目的としています。

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 男女の生涯にわたる健康の確保
- 6 国際的協調
- 7 性同一性障がい者等に対する配慮

3

# 下野市の男女共同参画の現状と課題

男女共同参画社会の実現に向け、本市で取り組むべき事項を把握するため、統計データ収集やアンケート調査等を行いました。調査の結果から、以下のような課題が見えてきました。

### 管理職になることへのイメージ

「仕事と家庭の両立が困難になる」と答えた割合



男性 19.7%



▶管理職になることで仕事と家庭の両立が困難にな ると答えた割合は、女性でより高い数値となりまし た。女性のリーダーを増やすためには、仕事と家庭 の両立を支援するサービスの充実や、性別にかかわ らず家事等を担えるよう、長時間労働を改善する必 要があります。

### 家庭での役割分担の満足度

不満を感じている割合 (「やや不満」「大変不満」と答えた割合の合計値)



男性 6.2% 31.5%



▶家庭での役割分担に関して不満を持つ割合には性 別で差があります。それぞれが不満を感じない分担 が可能となるよう、性別による役割分担意識の解消 や、就労環境の改善等が求められます。

# DV (ドメスティック・バイオレンス) に 関する相談窓口の認知度

DVの様々な相談窓口について「いずれも知らな い」と答えた割合



▶相談窓□を知らない市民が多いため、相談窓□の 情報提供を強化する必要があります。

# 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきで ある」という考え方に対する意見

反対であると答えた割合(「どちらかと言えば反対 である」「反対である」と答えた割合の合計値)



▶性別に基づく役割分担意識は改善されつつありま すが、引き続き啓発活動を実施することが重要です。

現状と課題をもとに、本市では以下の基本目標に基づいて男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

# 基本目標Ⅰ

女性の活躍とワーク・ライフ・バランス 実現に向けた環境づくり 【下野市女性活躍推進計画を含む】

すべての人が希望するワーク・ライフ・バ ランスを実現しやすい職場環境をつくるため の取組を支援します。また、様々な分野で女 性の意見がより反映されやすい環境づくりを 進めます。

# 基本目標Ⅱ

だれもが安心して活躍できる社会を 支える基盤づくり

男女が共にあらゆる分野で活躍できるよう、 子育て支援や介護支援を充実させます。また、 困難を抱える市民が安心して暮らせる環境を 整備します。

# 基本目標Ⅲ

あらゆる暴力の根絶と 被害者支援の体制づくり 【下野市配偶者等からの暴力対策基本計画】

DVやハラスメント等、あらゆる暴力によ る差別的行為の根絶に向けて、市民に対して 暴力防止の啓発に取り組みます。また、関係 団体・機関と協力して、暴力被害に関する相 談体制・支援体制の充実を図ります。

# 基本目標Ⅳ

人権の尊重と男女共同参画の 意識づくり

人権や性に関する正しい知識についての学 習機会を提供し、人権尊重意識や男女共同参 画意識の定着を図ります。また、あらゆる場 において幅広い視点の意見が尊重されるよう、 地域活動への積極的な参加を促します。

以上のことに取り組み、



多様な生き方を尊重し、支え合い、すべての人が活躍できる下野市

をめざします。

# 下野市が取り組むこと

### 基本目標 [

# 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス実現に向けた環境づくり 【下野市女性活躍推進計画を含む】

施策の方向 I-1 男女が共に働きやすい職場環境づくり 施策の方向 I-2 立案・決定の場での女性活躍の土壌づくり

# 具体的な取組

- 職場における慣習的な男女差別意識改善のための啓発活動の推進
- ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む事業所の認定
- 企業や団体における男女共同参画促進のための啓発
- ポジティブ・アクションの実施に向けた啓発

### ワーク・ライフ・バランスって何のこと?

「仕事と生活の調和」とも訳される言葉 で、やりがいや充実感を持ちながら働く とともに、家庭や地域生活などにおいて も役割を果たすことができる状態のこと を指します。ワーク・ライフ・バランスが 実現されることで、ライフステージに応 じて様々な生き方が選択・実現できます。

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
職場での募集や採用において男女が平等となっていると思う市民の割合	60.2%	70%
市の審議会等委員における女性の割合	37.5%	40%

### 基本目標Ⅱ

## だれもが安心して活躍できる社会を支える基盤づくり

施策の方向Ⅱ-1 男女の活躍を支える子育て支援の実施

施策の方向Ⅱ-2 男女の活躍を支える介護支援の実施

施策の方向Ⅱ-3 困難を抱えた男女が安心して暮らすための支援の充実

施策の方向Ⅱ-4 性別や年代に応じた心身の健康づくり支援

# 具体的な取組

- 子育て、介護サービス、障がい福祉サービス等に関する情報の発信
- 多言語による情報提供の充実
- 窓口業務等における性的少数者に配慮した対応の実施
- ライフステージに合わせた保健指導の実施



指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
保育所の待機児童数	0人	0人
積極的に育児をしている父親の割合	61.2%	65%
家族の介護を理由にやむを得ず仕事を辞めたことがある市民の割合	3.0%	0%
地域ふれあいサロンの設置数	57か所	72か所
指定特定相談事業所数	7か所	9か所
乳がん検診の受診率	40.4%	60%以上

### 性別による固定的なイメージを捨てよう!

「家事や育児は女性の方が得意だ」、「男性はリーダーに向いている」といった考え方をしていませんか。本来、性別を問 わず一人ひとり得意なことや苦手なことは異なります。誰もが性別にとらわれず、能力を活かしていきいきと暮らすこと ができるよう、無意識のうちにこのような思い込みをしていないか考えてみましょう。

## 基本目標Ⅲ

# あらゆる暴力の根絶と被害者支援の体制づくり 【下野市配偶者等からの暴力対策基本計画】

施策の方向Ⅲ-1 あらゆる暴力の防止の意識づくり 施策の方向Ⅲ-2 DV被害者の支援体制づくり

# 具体的な取組

- D V 防止に関する啓発リーフレットの作成、関係機関への配布
- あらゆるハラスメントの防止のための労使双方への啓発・情報提供
- DV防止啓発カード等を利用した相談窓口の周知
- 下野市要保護児童対策地域協議会代表者会議等との定期的な会議・研修の開催



指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
殴る、蹴る、物を投げつけることがDVに含まれると知っている市民の割合	89.5%	100%
精神的・経済的・社会的・性的な暴力が D V に含まれると知っている市民の割合	65.6%	80%
下野市女性相談(DV)ホットラインを知っている市民の割合	14.3%	25%
DVを受けたとき、誰かに相談した市民の割合	42.4%	53%

### 身体的な暴力以外もDVになります!

DVとは、たたく、蹴るといった身体への暴力のことだけだと思っていませんか。DVには、妻や夫、パートナーの行動 や会う相手を制限する、傷つく言葉を使う、自由になるお金を渡さない、避妊に協力しないなど様々な行為が含まれます。 また、交際相手からふるわれる暴力は「デートDV」といいます。

DVは、どんな理由があっても許されない、人権を侵害する行為です。

### 基本目標Ⅳ

# 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

施策の方向IV-1 男女共同参画に関する教育・啓発の推進

施策の方向IV-2 人権と性の尊重意識の醸成

施策の方向IV-3 男女が共に担う地域社会づくりへの支援

# 具体的な取組

- 男女共同参画に関するフォーラム・セミナー等の開催
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発
- 自主防災組織への参画の促進

# 体や心の性について理解を深めよう!

生物学的にみた「体の性」と、自覚している「心 の性は、必ずしも一致するものではありません。 性のあり方は「体の性(生物学的性)」「心の 性(性自認)」「好きになる性(性的指向)」等様々 な要素で成り立ちます。また、それぞれが必ず しも2つに明確に分かれるのではなく、一人ひ とりが異なったグラデーションになっています。

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
社会全体において男女が平等となっていると思う市民の割合	12.8%	18%
男女共同参画のつどいの若年層(40代まで)の参加割合の増加	18.3%	30%
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」を知っている、または聞いたことが ある市民の割合	27.1%	32%
自治会活動など地域活動の場において男女が平等となっていると思う市民の 割合	29%	40%

# ●DV相談窓□一覧



機関・窓口	電話番号・URL	相談日時
下野市女性相談(DV)ホットライン (こども福祉課内)	(0285)32-8724	月曜日~金曜日 9:00~12:00 / 13:00~17:00 祝休日、年末年始は休み
DV相談+(内閣府男女共同参画局)	(0120)279-889 https://soudanplus.jp/	【電話・メール】毎日24時間 【チャット(10か国語対応)】 毎日12:00 ~ 22:00
DV相談ナビ	# 8 0 0 8	最寄りの配偶者暴力相談支援センター につながります。ご相談は、各機関の 相談受付時間内に限ります。
とちぎ男女共同参画センター 相談ルーム (栃木県配偶者暴力相談支援センター)	(028)665-8720	【電話】 月曜日~金曜日 9:00 ~ 20:00 土曜日・日曜日 9:00 ~ 16:00 【面接】要電話予約 火曜日~日曜日 9:00 ~ 16:00 祝休日、年末年始は休み
栃木県警察本部県民相談室	(028)627-9110 #9110	毎日24時間
女性の人権ホットライン(法務局)	(0570)070-810	月曜日~金曜日 8:30 ~ 17:15 祝休日、年末年始は休み
ウイメンズハウスとちぎ(認定NPO法人)	(028)621-9993	月曜日~金曜日 9:00 ~ 17:00 祝休日、年末年始は休み

# ○ 下野市男女共同参画都市宣言

本市では平成28年に男女共同参画都市宣言を行いました。この宣言文では、市民と行政がともにめざしていく本市の未来の姿を表現しています。

わたしたちは、お互いの人権を尊重し、ともに支えあいながら、下野市のだれもがいきいきと輝く未来に向けて、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 性別にとらわれず、お互いを認め合いながら、笑顔あふれるまちをつくります。
- 1 家庭・地域・学校・職場などあらゆる分野において、思いやるやさしい心でつながるまちをつくります。
- 1 一人ひとりが、個性と能力を活かして、夢と希望に満ちたまちをつくります。

平成28年12月10日 下野市

第三次下野市男女共同参画プラン 概要版 令和3年3月 発行

下野市 総合政策部 市民協働推進課 〒329-0492 下野市笹原26番地 TEL: 0285-32-8887